

「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針に関する共同声明

本日、政府において、「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針が閣議決定された。

「所得に連動したきめ細かな給付」については、その本格導入に向けた経過措置（つなぎ）を含め、地方財政に十分配慮することを前提として、国が中心となって役割を果たすこととし、実施主体の事務負担に十分配慮したシンプルかつ効率的な制度としていただきたい。

加えて、その制度設計に当たっては、地方と丁寧に協議を行い、国と地方の役割分担についても固定化することなく、将来的な制度設計や最終的なあるべき姿を見据えながら、不断に見直しが進められることを期待する。

また、飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げに際しては、消費税が社会保障制度の基盤であり、その税収の約4割は地方税財源として、医療、介護、子ども・子育て支援などを支える極めて重要な財源となっていることを踏まえ、地方の減収に対して必要な財源を確実に措置するとともに、地方財政運営に支障が生じることのないよう万全の対応を講じていただきたい。

さらに、減税に伴い、農林水産業や外食業をはじめとする事業者にも大きな負担が生じることから、十分な支援を確実に実施していただきたい。

全国知事会、全国市長会及び全国町村会としては、今後の制度設計及び具体化に当たり、地方への影響に十分配慮するとともに、国と地方が緊密に連携しながら検討が進められることを強く求める。

令和8年8月5日

全国知事会	会長	阿部	守一
全国知事会	地方税財政常任委員会委員長	河野	俊嗣
全国市長会	会長	松井	一實
全国市長会	都市税制調査委員会委員長	富田	成輝
全国市長会	財政委員会委員長	中野	正康
全国町村会	会長	棚野	孝夫
全国町村会	財政委員会委員長	中島	栄